



Logistics Services



Mobility Services

車社会に 夢・豊かさ・安心を
Providing Dreams, Comfort, and Security
for the car oriented lifestyle



Information Services



Staffing Services

第55回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月18日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所 名古屋市中区錦三丁目11番13号
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階「栄の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役
を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当ての
ための報酬決定の件

当日ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9368/>



－ 株主の皆様へ －

「中期経営計画2026」 の実現に向けた取り組み加速 ～変革と挑戦で切り拓く、新たな価値創造～



代表取締役社長 成瀬茂広

株主の皆様におかれましては、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

当期を振り返りますと、世界経済は米国による追加関税等の通商政策を巡る不確実性が高まる中、底堅く推移しました。しかし、年度末にかけては、中東情勢の緊迫化に伴い原油価格が急騰するなど、先行きに対する不透明感が強まっております。

このような経営環境の中、「量の確保によってキムラの強みを具現化する」ため、現業・営業・製造・間接・ITが一体となって相乗効果を発揮することで、お客様の期待を超えるサービスの提供に注力してまいりました。この取り組みの結果、売上高につきましては、国内物流事業の新規拠点の開設等により拡販が進み、2期ぶりの増収となりました。利益面では、売上高の増収を受けるとともに、現場力の発揮により、営業利益、経常利益とも過去最高となりました。一方、当期純利益につきましては、海外子会社での特別損失の計上もあり、2期ぶりの減益となりました。

今期は「中期経営計画2026」の最終年度を迎えます。引き続き当社グループの強みである“人”×“機能”×“知識と経験”を最大限に発揮し、お客様から選んでいただける商品・サービスへと磨き上げ、「キムラブランド」の確立を推進してまいります。

加えて、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るため、本総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行をお諮りしております。監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することで、監査・監督機能の強化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

こうした取り組みを通じて、当社の複合的なサービスにさらに磨きをかけ、「お客様第一」の姿勢のもと、グループ全体でスピード感を持って取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

経営理念

**「会社はお客様のためにあり
社員とともに会社は栄える」**

キムラユニティグループの価値

**人を大切にし、人と人のつながりで社会課題を解決し、
「夢・豊かさ・安心」な社会を実現する**

創業当時より一貫して『人』、そして『人と人のつながり』を大切に考え、「お客様」「社員（全ての従業員）」「お取引先」「株主様」「地域社会」、全てのステークホルダーの皆様の『お困りごとを何とか解決したい』『お役に立ちたい』という強い思いを持って、全力で進んでまいりました。この企業風土は、決して変わることなく、これからも全ての人を幸せにすることを目指し続けます。

このキムラユニティグループの存在意義を経営の根幹に置いて、グループとしての持続的な成長を目指してまいります。

株主各位

証券コード 9368
(発送日)2026年6月1日
(電子提供措置の開始日)2026年5月27日

名古屋市中区錦三丁目8番32号
キムラユニティ株式会社
代表取締役社長 成瀬茂広

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト

https://www.kimura-unity.co.jp/ir/stock_info/meeting.html



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9368/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願いします。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、書面（郵送）又はインターネットによる議決権のご行使に当たりましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月17日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2026年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）</p>
<p>2 場 所</p>	<p>名古屋市中区錦三丁目11番13号 ホテル名古屋ガーデンパレス 3階「栄の間」 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第55期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第55期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>

以 上

- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使の方法につきましては、次頁をご覧ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイト等において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本総会に関しまして、書面交付請求をいただきました株主様には、電子提供措置事項を記載した交付書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、交付書面には記載していません。なお、交付書面の非掲載分につきましては、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・主要な事業内容 ・主要な営業所及び工場 ・国内・海外の拠点 ・使用人の状況 ・主要な借入先
 - ・会計監査人の状況 ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表

<当社の対応について>

- 座席数を上回るご来場の場合は、ご着席いただけない場合がございます。ご了承くださいませようお願いいたします。
- お土産のご用意はございません。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 株主総会の議事進行は、日本語のみで行います。また、会場に通訳者はご用意しておりません。
 (Please note that the proceedings of the Annual General Meeting of Shareholders will be conducted in Japanese only, and no interpreters will be provided at the venue.)
- 通訳者帯同をご希望される株主様は、会場受付にお申し出ください。
 (Should you wish for your own interpreter to be present, please inform the receptionist at the venue.)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月18日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月17日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月17日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

XXXXXXXX 年 XX月XX日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

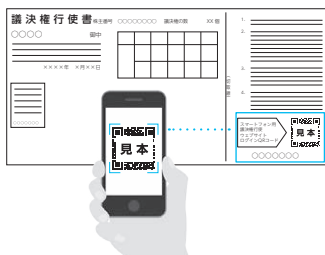
- 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

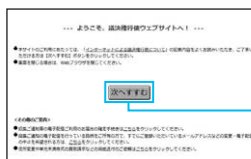
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

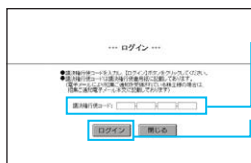
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

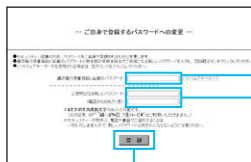
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当社の配当政策に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。中間配当として1株につき17.0円お支払しておりますので、当年度の年間配当は1株につき34.0円となります。これにより、前年度の年間配当と比較し、1株につき2.5円の増配となります。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金17.0円 総額 699,143,326円
----------------------------	---------------------------------------

剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月19日
----------------	------------

(注)2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
このため、株式分割を考慮して表示しております。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金 1,000,000,000円
-----------------	----------------------

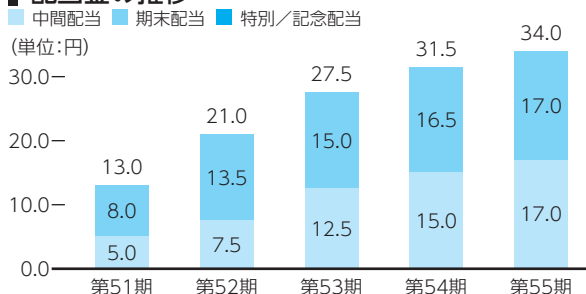
減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 1,000,000,000円
-----------------	------------------------

【ご参考】

配当政策

当社の利益配分につきましては、これまでの財務基盤の強化や継続的な安定配当の姿勢から、更に重点分野への積極的投資や還元の上ととも、財務基盤の維持に努めることにより、連結配当性向40%を目標としてまいります。

配当金の推移



(注)過去データにつきましては、株式分割を考慮して表示しております。

1. 変更の理由

- (1) 当社は、健全な成長と発展を目指すためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な課題であると認識しております。今般、監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員に取締役会の構成員として議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく存じます。
- これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、定款第19条第1項に定める取締役の員数の上限を10名から11名に変更するものであります。
- (3) 当社を取り巻く環境変化に応じた最適な業務執行体制を実現するため、役付取締役選定の柔軟性を確保することを目的として、現行定款第22条第2項を変更するものであります。
- (4) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、変更案第29条第2項の変更につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

現行定款	変更案
<p>(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>11</u>名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>2.当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2.当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2.当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金600万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;"><u>（常勤の監査等委員）</u></p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>（監査等委員会の決議方法）</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>32</u>条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当社は、第 5 5 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況 (2025年度)
1	木村 幸夫 きむら ゆきお	再任	代表取締役会長	13/13回 100%
2	成瀬 茂広 なるせ しげひろ	再任	代表取締役社長	13/13回 100%
3	小山 幸弘 こやま ゆきひろ	再任	取締役副社長 モビリティサービス事業・管理本部担当、 女性活躍推進担当、KIMURA, Inc. CEO、 株式会社スーパージャンボ代表取締役社長	13/13回 100%
4	増田 賢宏 ますだ まさひろ	再任	専務取締役 社長補佐	11/11回(注1) 100%
5	水野 重明 みずの しげあき	再任	取締役 情報サービス事業担当、IS事業部長	11/11回(注2) 100%
6	磯部 大祐 いそべ だいすけ	新任	物流サービス事業担当	— (注3)
7	木村 忠昭 きむら ただあき	再任	取締役	13/13回 100%
8	江山 純 えやま じゅん	再任 社外 独立	社外取締役	13/13回 100%
9	鈴木 シュウアイズグート すずき えりこ 絵里子	再任 社外 独立	社外取締役	11/13回 85%
10	荻谷 公平 かりや こうへい	再任 社外 独立	社外取締役	13/13回 100%

(注1) 増田賢宏氏の取締役会出席状況は2025年6月19日就任後の状況を記載しております。

(注2) 水野重明氏の取締役会出席状況は2025年6月19日就任後の状況を記載しております。

(注3) 磯部大祐氏は新任取締役候補者のため、取締役出席状況（2025年度）についての記載はありません。

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

きむら
木村

ゆきお

幸夫 (1951年12月14日生)

再任



所有する当社の株式数
992,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年10月 当社取締役
1991年 4月 当社代表取締役専務
1991年 6月 当社代表取締役社長
2016年 4月 当社代表取締役会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

木村幸夫氏は、長年に亘り、当社グループを拡大・牽引するとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なるせ
成瀬

しげひろ

茂広 (1960年8月30日生)

再任



所有する当社の株式数
155,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 トヨタ自動車(株)入社
2010年 8月 トヨタ自動車(株)生産部品物流部長
2015年 1月 トヨタ自動車(株)物流管理部長
2016年 1月 トヨタ自動車(株)サービスパーツ物流部長
2019年 3月 当社顧問
2019年 6月 当社常務取締役
2020年 6月 当社取締役副社長
2021年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

成瀬茂広氏は、当社グループを拡大・牽引するとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

こやま
小山

ゆきひろ

幸弘 (1958年12月18日生)

再任



所有する当社の株式数
113,700株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年 4月 当社執行役員
2014年 6月 当社取締役
2018年 6月 当社常務取締役
2020年 6月 当社専務取締役
2021年 6月 当社取締役副社長
2026年 4月 当社取締役副社長
モビリティサービス事業・管理本部担当、女性活躍推進担当、
KIMURA, Inc. CEO、株式会社スーパージャンボ代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

小山幸弘氏は、長年に亘り、財務、法務、人事や管理全般に携わるとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ますだ
増田

まさひろ

賢宏 (1969年4月22日生)

再任



所有する当社の株式数
6,800株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年 4月 トヨタ自動車(株)入社
2013年 4月 トヨタ自動車(株)物流管理部物流エンジニアリング室長
2014年 1月 トヨタ自動車(株)物流管理部企画室長
2016年 1月 トヨタ自動車九州(株)工務部主査
2018年 1月 トヨタ自動車(株)元町工場工務部長
2021年 1月 トヨタ自動車(株)物流管理部長
2025年 1月 当社顧問
2025年 6月 当社専務取締役
2026年 4月 当社専務取締役
社長補佐
現在に至る

取締役候補者とした理由

増田賢宏氏は、当社グループを拡大・牽引するとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

みずの
水野

しげあき
重明

(1962年1月21日生)

再任



所有する当社の株式数
20,100株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年 4月 当社情報サービス部長
2019年 4月 当社物流企画部 主査
2021年 4月 当社執行役員
2024年 4月 当社IS事業部長
2025年 6月 当社取締役
2026年 4月 当社取締役
情報サービス事業担当、IS事業部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

水野重明氏は、長年に亘り、情報サービス事業に携わるとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

いそべ
磯部

だいすけ
大祐

(1963年8月10日生)

新任



所有する当社の株式数
7,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 トヨタ自動車販売(株) (現トヨタ自動車(株)) 入社
2016年 1月 トヨタ自動車(株)サービスパーツ物流部上郷管理課 工長
2018年 1月 トヨタ自動車(株)サービスパーツ物流部上郷管理課長
2021年 1月 トヨタ自動車(株)サービスパーツ物流部 主幹
2021年 4月 当社執行役員
2024年 4月 当社LS営業本部本部長
2025年 5月 当社LS営業本部副部長
2026年 4月 当社物流サービス事業担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

磯部大祐氏は、当社と長年に亘り、取引関係にあるトヨタ自動車株式会社において物流部門に携わり、豊富な経験、実績、見識を有しております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

きむら
木村

ただあき

忠昭 (1980年11月5日生)

再任



所有する当社の株式数
266,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2004年 4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）退所
- 2008年 1月 (株)アドライト 代表取締役CEO（現任）
- 2008年 5月 公認会計士登録
- 2020年 6月 当社取締役 現在に至る

取締役候補者とした理由

木村忠昭氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び会社経営に関する高い見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

えやま
江山

じゅん

純 (1961年11月12日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1984年 4月 豊田通商(株)入社
- 2007年 4月 豊田通商(株)海外事業部 海外事業1グループリーダー（部長級）
- 2008年 4月 豊田通商(株)海外事業企画部長
- 2009年 6月 豊田通商インドネシア 社長
- 2012年 4月 豊田通商(株)執行役員
- 2017年 4月 豊田通商(株)常務執行役員
- 2019年 4月 豊田通商(株)グローバル部品・ロジスティクス本部（現 サプライチェーン本部）CEO
- 2021年 6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2025年 4月 豊田通商(株)サプライチェーン本部 エグゼクティブアドバイザー（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江山 純氏は、長年に亘り、豊田通商株式会社において国内外で経営に携わるとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。また、同社との関係の強化や同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、特に物流サービス事業の事業戦略について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

すずき

えりこ

9 鈴木 シュヴァイグ-ト 絵里子 (1986年3月20日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2008年6月 モルガン・スタンレー証券(株) (現モルガン・スタンレーMUF G証券(株)) 入社
2010年4月 UBS証券(株) 入社
2013年10月 コーチ・ジャパン(同) (現タペストリー・ジャパン(同)) 入社
2015年6月 Skycatch, Inc. カントリーマネージャー
2016年5月 Mistletoe(株) 投資部ディレクター
2018年7月 (株)Kind Capital 代表取締役 (現任)
2022年9月 (株)INFORICH 社外取締役 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 現在に至る
2025年5月 (株)TELA 取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木 シュヴァイグ-ト 絵里子氏は、国内外の金融関連業務などに従事され、金融・テクノロジー及びインパクト投資などに関して業界や分野を超えた高い見識を有しており、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。また、同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、今後更に経営上必要となるESG分野への事業戦略や、女性活躍の組織風土醸成などに対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

かりや

こうへい

10 刈谷 公平 (1969年4月18日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1996年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2000年5月 公認会計士登録
2001年7月 Deloitte Touche Tohmatsu (現Deloitte) 中国天津事務所 副総経理
2005年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)
名古屋事務所国際部中国室 シニアマネージャー
2007年4月 刈谷公認会計士事務所 (現刈谷公認会計士・税理士事務所) 開設 (現任)
2009年5月 (株)カリヤ・アンド・アソシエーツ 代表取締役 (現任)
2020年4月 フルハシEPO(株) 社外監査役(現任)
2024年6月 当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

刈谷公平氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。また、同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、特に各事業に係る収益や投資案件について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 江山純氏、鈴木シュウアスケート絵里子氏及び刈谷公平氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 江山純氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (注4) 鈴木シュウアスケート絵里子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (注5) 刈谷公平氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (注6) 当社は、江山純氏、鈴木シュウアスケート絵里子氏及び刈谷公平氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。三氏が取締役役に再任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は三氏との間で、変更後の当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
- (注7) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 3 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が選任されますと当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- (注8) 当社は、江山純氏、鈴木シュウアスケート絵里子氏及び刈谷公平氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況 (2025年度)	監査役会出席状況 (2025年度)
1	よこい よしひろ 横井 良浩	新任	常勤監査役	11/11回 (注1) 100%	11/11回 (注1) 100%
2	ほりぐち ひさし 堀口 久	新任 社外 独立	社外監査役	13/13回 100%	15/15回 100%
3	むらた ちえこ 村田 知英子	新任 社外 独立	社外監査役	13/13回 100%	15/15回 100%
4	ふじた みさき 藤田 美咲	新任 社外 独立	社外監査役	11/11回 (注2) 100%	11/11回 (注2) 100%

(注1) 横井良浩氏の取締役会・監査役会出席状況は2025年6月19日就任後の状況を記載しております。

(注2) 藤田美咲氏の取締役会・監査役会出席状況は2025年6月19日就任後の状況を記載しております。

新任 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1 よこい よしひろ
横井 良浩 (1963年1月9日生)

新任



所有する当社の株式数
6,600株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2011年4月 当社第1作業部長
2016年10月 当社第2作業部長
2018年4月 当社執行役員
2020年4月 当社自動車部品事業部長
2024年4月 当社中日本第2事業部長
2025年4月 当社監査室参与
2025年6月 当社常勤監査役 現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

横井良浩氏は、長年に亘り、物流サービス事業に携わるとともに、取締役会及び監査役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、監査役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ほりぐち
堀口

ひさし
久

(1966年9月30日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

新任



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年 4月 弁護士登録
1992年 4月 鈴木大場合同法律事務所（現大場鈴木堀口合同法律事務所）入所（現任）
2007年 6月 当社社外監査役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀口久氏は、弁護士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、取締役会及び監査役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、監査役としての適切な役割を果たしております。同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、特に法務、コンプライアンスについて、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

むらた
村田

ちえこ
知英子

(1959年9月16日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

新任



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 名古屋国税局入局
2015年 7月 大垣税務署長
2016年 7月 名古屋国税局 調査部 調査開発課長
2019年 7月 名古屋中税務署長
2020年 8月 村田知英子税理士事務所 所長（現任）
2022年10月 (株)あいちフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年 6月 当社社外監査役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村田知英子氏は、税理士として財務、財務会計及び税務に関する幅広い知識と見識を有しており、取締役会及び監査役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、監査役としての適切な役割を果たしております。同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、特に財務、財務会計及び税務について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年11月 センチュリー監査法人入所
2005年 6月 公認会計士登録
2005年 6月 藤田美咲公認会計士事務所所長（現任）
2012年 8月 税理士法人エスペランサ入所
2013年11月 税理士登録
2023年 8月 税理士法人エスペランサ 代表（現任）
2025年 6月 当社社外監査役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田美咲氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、取締役会及び監査役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、監査役としての適切な役割を果たしております。同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、特にガバナンス、コンプライアンスについて、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要な不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 堀口久氏、村田知英子氏及び藤田美咲氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

(注3) 当社は、横井良浩氏、堀口久氏、村田知英子氏及び藤田美咲氏との間で、当社定款及び会社法第427条の規定に基づき、同法第423条1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。三氏及び横井良浩氏が取締役選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は四氏との間で、変更後の当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

(注4) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は「事業報告 3 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が選任されますと当該保険の被保険者にも含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(注5) 当社は、堀口久氏、村田知英子氏及び藤田美咲氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。三氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として、両取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

キムラユニティー株式会社（以下、「当社」という。）は、合理的に可能な範囲で調査した結果、当社の社外取締役（以下、「社外役員」という。）又は社外役員候補者が以下に定める項目のいずれにも該当しない場合、当社に対する十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（*）であった者
（*）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、監査等委員である社外取締役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
2. 当社グループを主要な取引先（*）とする者もしくはその業務執行者及び当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者
（*）主要な取引先とは、直近の事業年度における当社グループとの取引の支払額又は受取額が当社グループ又は相手方の年間連結売上高の5%以上の取引先をいう。なお、直近の事業年度末における当社の連結総資産の5%以上の額を当社に融資している金融機関等もしくはその業務執行者を含む。
3. 当社の大株主（*）もしくはその業務執行者及び当社グループが大株主である会社の業務執行者
（*）大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を保有する者をいう。
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（*）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
（*）多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。なお、法人又は組合等の団体である場合は、当社グループの年間連結売上高の5%以上とする。
5. 当社グループから多額の寄付（*）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
（*）多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。なお、法人又は組合等の団体である場合は、当社グループの年間連結売上高の5%以上とする。
6. 当社グループとの間で社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
7. 最近3年間に於いて、上記2から6までの項目に該当する者
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（重要な者（*）に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
（*）重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び重要な使用人並びに同等の重要性を持つと客観的に合理的に判断される者をいう。
9. 社外役員としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるおそれのある事由又は当該判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が判断する者については、独立性を有する社外役員としてふさわしいと判断する理由を対外的に説明することを条件に、独立性を有する社外役員とすることができるとする。

(ご参考) 役員スキルマトリックス

本定時株主総会において、第3号議案、及び第4号議案が原案どおり承認された場合、各取締役特に期待する分野を最大5つ記載しており、記載していない分野の知見を持たないことを表すものではありません。

役職名	区分	氏名	企業経営	生産技術製造	営業・マーケティング	財務会計	法務	IT・DX	グローバル経験	人事労務
取締役	社内	木村 幸夫	○	○	○				○	
		成瀬 茂広	○	○			○	○		
		小山 幸弘	○			○	○			○
		増田 賢宏	○	○				○	○	○
		水野 重明	○	○	○			○		
		磯部 大祐	○	○	○				○	
		木村 忠昭	○		○	○		○		
	社外	江山 純	○	○				○		
		鈴木 シュウアイル グート 絵里子	○		○					○
荻谷 公平		○			○	○		○		
取締役 (監査等 委員)	社内	横井 良浩		○			○			
	社外	堀口 久					○			
		村田 知英子				○				
		藤田 美咲				○				

項目	概要
企業経営	持続的な成長戦略の実現には、豊富なマネジメント経験・経営実績が必要である。
生産技術製造	安全・安心・コンプライアンスの徹底は企業存続の生命線であり、それらを徹底し、絶え間ない改善を行うためには、生産品質・生産技術分野での確かな知識・経験が必要である。
営業・マーケティング	持続的な成長には、お客様のニーズを把握する必要があり、それらを推進する確かな知識・経験が必要である。
財務会計	正確な財務報告はもちろん、強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進と株主還元強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における確かな知識・経験が必要である。
法務	適切なガバナンス体制の確立は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野で確かな知識・経験が必要である。
IT・DX	今後の企業成長には、IT・DXによる企業革新は必要不可欠であり、さらなる発展を遂げるためこれらの知識・経験が必要である。
グローバル経験	国際事業の成長戦略の策定及び経営監督のためには、海外での事業マネジメント経験や海外の生活文化・事業環境等の豊富な知識・経験が必要である。
人事労務	当社の事業を展開する上で、従業員一人ひとりがその能力を最大限に発揮できる人材戦略の策定が必要であり、ダイバーシティの推進を含む人材開発分野での確かな知識・経験が必要である。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1999年6月29日開催の第28回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は「事業報告 3 会社役員に関する事項 (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、実質的には同様の内容で、本議案及び監査等委員会設置会社への移行を踏まえた内容に改定することを予定しております。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。本議案の内容は、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において決定しております。また、各取締役への具体的な配分については、指名・報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会において決定することといたします。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。また、本議案の内容は、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において決定しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2022年6月22日開催の第51回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠（年額70百万円以内）を、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じであり、これらの取締役を「対象取締役」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）として改めて設定することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本制度の報酬枠は、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている金銭報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2022年6月22日開催の第51回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度の内容と同一であり、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は「事業報告 3 会社役員に関する事項 (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、実質的には同様の内容で、本議案及び監査等委員会設置会社への移行を踏まえた内容に改定することを予定しております。本議案に係る報酬等の内容は、当該変更後の方針に基づいて譲渡制限付株式を支給するものであり、相当であると判断しております。本議案の内容は、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において決定しております。当社は、現時点で本制度の対象取締役は7名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象取締役の員数は7名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

記

当社の対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数228,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（注）2022年7月1日付及び2025年4月1日付の各普通株式1株につき2株の割合による株式分割を考慮した株式数であります。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び経営職のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び経営職のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は経営職のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び経営職のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の経営職に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中東情勢の悪化や金融資本市場の変動等による原材料・エネルギー価格の高騰に加え、米国の通商政策をめぐる動向等には引き続き注意が必要であり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

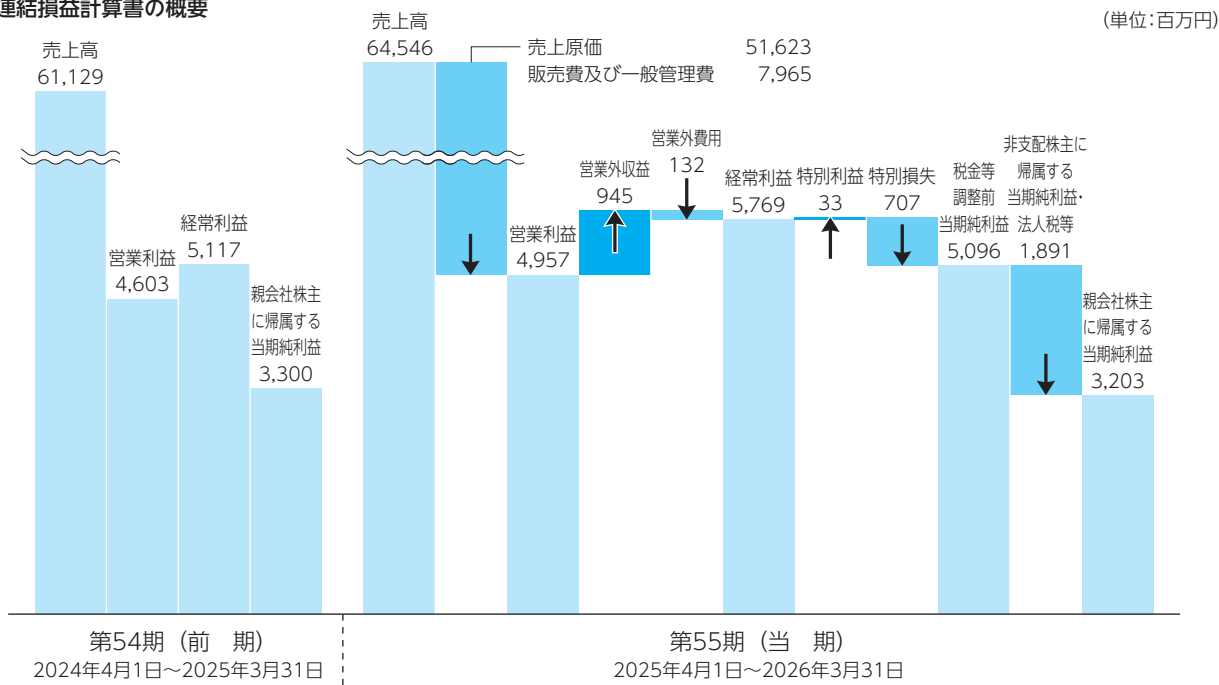
また、当社グループと関係の深い自動車業界においては、国内では、生産台数に回復がみられるものの、人手不足の問題や資源価格高騰・賃金上昇等先行き不透明な状況が続いております。海外においても、米国の関税問題、EVシフトへの減速や為替の影響等、依然として先行き不透明な状況であります。

このような経営環境のもと、当期の業績につきましては、国内物流サービス事業における新規拡販や主要顧客からの受注量の増加等により、64,546百万円（前期比5.6%増収）となりました。営業利益は、売上高の増収等により、4,957百万円（同7.7%増益）、経常利益は、営業利益の増益及び持分法による投資利益の増加等により、5,769百万円（同12.7%増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は、主に米国子会社KIMURA, Inc.の物流部門再編に伴う使用権資産の見直し等により、減損損失として236百万円を特別損失に計上したこと、並びに、中国子会社天津木村進和物流有限公司における収益性が低下している天津倉庫からの撤退に伴い、従業員に対する特別退職金が発生したことにより392百万円を計上した結果、3,203百万円（同2.9%減益）となりました。

【ご参考】 キムラユニティグループの業績

	第54期 (前 期)	第55期 (当 期)	増 減 額	増 減 比
売上高	611億29百万円	645億46百万円	34億16百万円	5.6%増
営業利益	46億3百万円	49億57百万円	3億53百万円	7.7%増
経常利益	51億17百万円	57億69百万円	6億52百万円	12.7%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	33億円	32億3百万円	▲96百万円	▲2.9%減

■ 連結損益計算書の概要



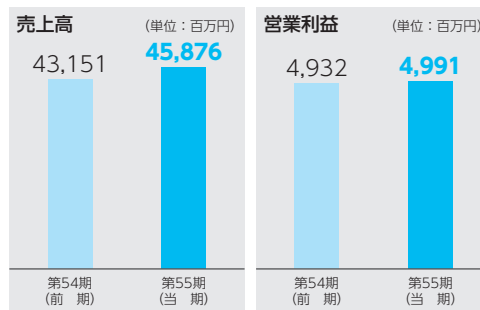
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

物流サービス事業

売上高は、国内の物流部門での拡販、格納器具事業における主要顧客からの受注量の増加等により、458億76百万円（前期比6.3%増収）となりました。

営業利益は拡販等による増加、収益改善の進展による利益率改善等の影響により、49億91百万円（前期比1.2%増益）となりました。

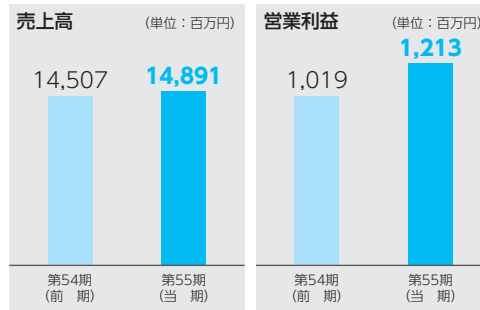
【ご参考】



モビリティサービス事業

売上高は、車両整備事業におけるメンテナンス契約台数の増加等により、148億91百万円（前期比2.6%増収）となりました。

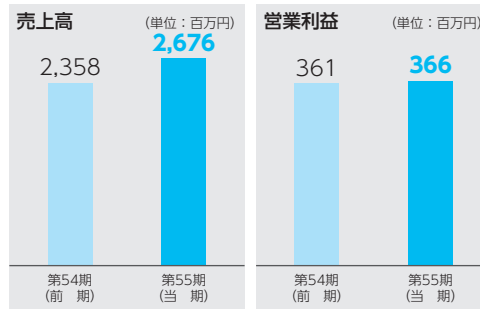
営業利益は車両整備事業の収益改善活動の効果等により、12億13百万円（前期比19.1%増益）となりました。



情報サービス事業

売上高は、主要顧客からの受注量の増加等により、26億76百万円（前期比13.5%増収）となりました。

営業利益は、売上高の増収等により、3億66百万円（前期比1.4%増益）となりました。

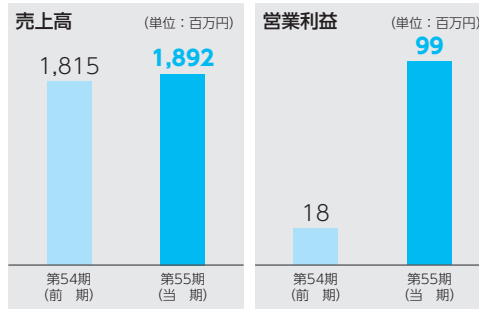


人材サービス事業

売上高は、市場の人材獲得競争の中、エリア貢献の拡販（中部、関西、関東への展開）実現に向けて積極的な拡販活動や新規顧客の獲得に注力したこと等により、18億92百万円（前期比4.2%増収）となりました。

営業利益は原価率の改善等により、99百万円（前期比428.2%増益）となりました。

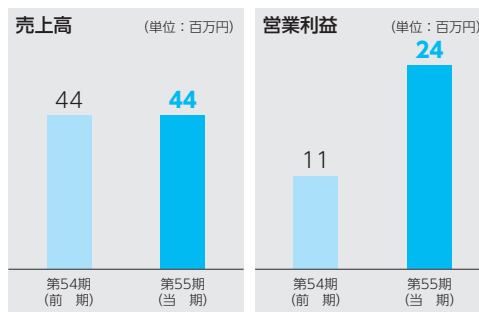
【ご参考】



その他サービス事業

売上高は、売電サービスにより、44百万円（前期比2.1%増収）となりました。

営業利益は原価率の改善等により、24百万円（前期比114.4%増益）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は14億24百万円であり、その主なものは、IT投資、環境改善（空調設備等）投資、新規事業所設備投資、中国子会社 倉庫用器具等、米国子会社 環境改善等であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、経常的な資金調達のみで特記すべき事項はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期別	第52期	第53期	第54期	第55期 (当期)
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	(百万円)	59,139	61,493	61,129	64,546
経常利益	(百万円)	3,965	4,897	5,117	5,769
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,471	3,168	3,300	3,203
1株当たり当期純利益	(円)	54.43	72.09	77.49	77.92
総資産	(百万円)	57,770	64,711	64,549	71,341
純資産	(百万円)	35,114	40,454	41,171	46,302

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期別	第52期	第53期	第54期	第55期 (当期)
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	(百万円)	46,897	47,167	48,259	52,735
経常利益	(百万円)	3,064	3,258	4,020	4,643
当期純利益	(百万円)	2,165	2,229	2,819	3,149
1株当たり当期純利益	(円)	47.70	50.72	66.19	76.59
総資産	(百万円)	47,875	50,083	48,603	53,336
純資産	(百万円)	29,389	31,121	30,261	33,462

(注) 1株当たり当期純利益につきましては、2022年7月1日付、2025年4月1日付それぞれで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、過去データにつきましても、株式分割を考慮して表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
ビジネスピープル株式会社	95,000千円	100.0%	人材サービス事業
株式会社スーパージャンボ	10,000千円	100.0%	モビリティサービス事業
KIMURA, Inc.	20,000千ドル	100.0%	物流サービス事業
常熟木進物流有限公司	5,000千円	90.0%	物流サービス事業
天津木村進和物流有限公司	85,000千円	89.7%	物流サービス事業
広州広汽木村進和倉庫有限公司	15,000千ドル	59.3%	物流サービス事業

(注) 「天津木村進和物流有限公司」につきましては、収益性を高めるための再構築を図るため、2026年度中に解散し、新たに「常熟木進物流有限公司」を設立し、2026年7月より事業開始を予定しております。

(6) 対処すべき課題

米国の追加関税をはじめとする通商政策を巡る不確実性や、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰、中国経済の減速等、地政学リスクは一段と高まっており、国内外ともに先行き不透明な状況が続くと予想されます。このような経営環境の下、当社は、2027年3月期を最終年度とする「中期経営計画2026」の達成に向けて、キムラの強みの実践と発信（キムラブランドの確立）を推進する為、2026年度(第56期)キムラユニティグループ方針の重点実施事項に落とし込み、具体的な活動を進めてまいります。

【中期経営計画2026について】

中期経営計画2026につきましては、2024年問題や人手不足をはじめとする厳しい経営環境の中ですが、前中期経営計画における未達成の項目を打開すべく、以下の各種戦略を推進してまいります。

- ① 基本方針
強みの実践と発信（キムラブランドの確立）⇒ キムラの強み＝“人”×“機能”×“知識と経験”

② 事業戦略・DX戦略

物流サービス事業×情報サービス事業	モビリティサービス事業×情報サービス事業
<ul style="list-style-type: none"> ・物流品質のバラツキを無くし、効率的な事業運営を行っていくための「エリア戦略の推進強化」 ・「現場+ITによる拡販戦略」で最適なソリューションを提供 ・2024問題に対するトラックの稼働率向上に向けた取り組み等の「新たな価値創造」 ・「豊田通商様との連携強化」を図り、更なる海外進出の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の第二の総務として、「KIBACOを軸としたビジネスの拡大」 ・お客様と整備工場、両方のメリットを追求する「唯一無二のカーメンテ」 ・車両架装事業をはじめとする「新たな価値創造」

③ 財務戦略

企業価値向上に向けた取り組み	キャッシュアロケーション	株主還元
<ul style="list-style-type: none"> ・本業での成長に加え資本コストを意識した経営に取り組むことで、更なるPBR向上を目指すとともに、収益性向上と最適な資本構成の追求で、ROE12%以上を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長投資と株主還元を戦略的に配分し、事業の成長と資本収益性の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・還元方針に則り、配当性向40%を目安に、財務基盤を維持しつつ、還元向上を図る

④ ESG戦略

Environment（地球環境のために）	Social（人的資本の拡充）	Governance（ガバナンスの向上）
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した物流資材の開発・提供や車両整備等、事業活動を通じたサービスの提供により、CO₂削減や資源循環等の環境保全に取り組み、企業の責任として、地球温暖化等の環境課題の解決に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営理念を共有した共に働くすべての人々に、成長できる環境、挑戦できる環境の下で、「全員参画によるOne Team経営」を推進することにより、働きがいに満ちた職場づくりに取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの徹底やリスクマネジメント活動の推進強化により、リスクの回避・抑制や不祥事の未然防止等に取り組み、開かれた透明性の高い経営を継続することで、ステークホルダーのベストパートナーであり続ける

【2026年度（第56期）キムラユニティグループ方針】

当社グループ方針達成のために以下を重点実施事項と定め、取り組んでまいります。

1. 人的リソースの確保

中期経営計画の達成・増収増益に向けた成長には、人財こそが不可欠な経営資源であり、会社の持続的な繁栄の生命線であると認識している一方で、当社の現状として、従業員の高齢化や新卒採用の不足等、労働力の確保に課題を抱えております。この課題解決に向けて、採用側は活動のPDCAを変え、経営と現場は“働きたいと思える職場”へと変えていき、採用活動をグループ一丸となり取り組んでまいります。

2. 人財の育成

経営の基盤強化のためには、経営哲学に根差した人間力・実行力を備えた“力のある人財”の育成が重要であると考えております。上司が積極的に変化点を作り、育成すべき人財を変化点に投入することで、知恵と経験を蓄積させ、“無から有を生み出す”次世代人財の早期育成に取り組んでまいります。

3. 一流のアウトプットで勝負

お客様に当社の価値を正しくご認識いただくためには、最前線の営業や現場リーダーが当社の魅力を発信することが重要であるとと考えております。“まずは一つ”自職場で胸を張れるアウトプットを持ち、それを増やし、一流の仕事をもっと研ぎ澄ますことで、お客様との信頼関係を築き、また新たな仕事を生み出してまいります。

4. 業務の効率化・DXの推進

現場業務に加え、バックオフィス業務を含む全社的なDX（デジタル・トランスフォーメーション）を本格的に推進してまいります。一人ひとりが自身の業務を見つめなおし、ITを絡めて改善して効率化を図ることで、捻出した工数をより付加価値の高い業務へ振り向け、業務効率の向上と働きがいのある職場の実現を目指してまいります。

【サステナビリティに関する取り組みについて】

当社グループは、以前よりCSR活動を推進する中で、SDGsに取り組むことの必要性を強く認識し、『持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえたCSR活動で、これからも社会・地球の持続可能な発展に貢献する』ことを宣言し、2018年度より重点課題を定め、その課題解決に向けた取り組みを進めてまいりました。当社グループが有する強みやリソースからどんな社会課題に向き合い、どんな価値を提供していくことができるのかについて議論し、併せて国際的な社会課題を網羅しているSDGs 169のターゲットを軸として、CSRやESGに関するガイドライン（GRIスタンダード、ISO26000など）などを基に、社会やステークホルダーにとって重要な課題も踏まえた上で、優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）として整理しております。

経営理念

会社はお客様のためにあり 社員とともに会社は栄える

パーパス

人を大切にし、人と人のつながりで社会課題を解決し、「夢・豊かさ・安心」な社会を実現する

マテリアリティ

社会課題の解決と会社の成長を両立する最重要課題			会社の成長を支える土台となる最重要課題		
お客様価値	環境	交通安全	働きがい	組織統治	安全・健康
お客様の成功がわたしたちの成長	地球環境のお困りごと解決への貢献	交通事故という言葉をなくす	どんな人材も輝く人財に	公正で健全な企業活動	安全で健康な職場づくり

なお、各事業における当面の課題は次のとおりであります。

① 物流サービス事業

物流サービス事業がさらに成長するうえで重要なのは、他社とは決定的に異なる、質の高いサービスを提供することです。そのためには、人財育成へのこだわりと、高い現場運営力に基づく高品質な作業・サービスの提供、さらには永年培ってまいりましたTPS（トヨタ生産方式）をベースとした提案であると考えております。

人財育成につきましては、コア人財の育成を計画的に進めるとともに、これまでの仕事を通じて得た改善ノウハウを人づくりに一層活かし、変化点を経験させながら、変化を生み出す次世代人財を早期育成できる仕組みを構築してまいります。高い現場運営力の基盤となる人の定着活動では、作業者に確実に寄り添える体制・場づくりを進め、働きがいのある職場づくりを推進するとともに、職場環境の改善等を図ってまいります。

また、情報サービス事業と進めてまいりました「物流サービス+IT」を一層加速させ、高レベルな物流で他社との差別化を図るとともに、TPSとITを組み合わせた顧客提案力の強化を図り、既存のお客様との新たな関係構築、新規顧客の開拓を進めてまいります。

さらに、物流企業としてSDGsへの取り組み、AIや自動化の研究・導入、DXの展開を進め、将来にわたりお客様からも従業員からも選ばれる企業となるよう、活動を進めてまいります。

② モビリティサービス事業

自動車に対する意識や利用形態は大きく変化しており、モビリティサービス事業は引き続き大きな転換期を迎えております。昭和33年以来、「お客様の困りごとを解決する」という理念のもと、車両整備、保険、交通事故削減、車両リース、車両販売、車両管理BPOなど多様なサービスを提供してまいりました。今後も昨今の物価上昇や原材料不足へ迅速かつ適切に対応し、お客様ニーズの変化を速やかに捉え、「安心・安全」を基盤とした価値提供を進めてまいります。

事業戦略としては、自社整備工場周辺の法人・個人のお客様に向けた「エリア戦略」と、全国に展開する大口法人顧客に向けた「フリート戦略」の二軸で引き続き取り組んでまいります。

「エリア戦略」においては、個人・法人のお客様が抱える多様な困りごとに対し、徹底的に寄り添い、ワンストップで解決する体制を強化し、収益基盤の強化を図ってまいります。

「フリート戦略」においては、独自開発のクラウド型車両管理システム「KIBACO」を活用し、車両・人・組織・行動データを連携させ、お客様の安心・安全・コスト削減を実現できる最適な車両管理体制を構築し、新たな事業領域での収益拡大を図ってまいります。

③ 情報サービス事業

昨年度より取り組んでおります全社的なDX化について、今年度はその推進をさらに加速してまいります。自動化（RPA）やAI活用を一層強化し、業務効率の向上と競争力の強化を図ることで、より魅力ある企業への進化と成長を実現してまいります。また、柔軟な働き方の推進という観点から、属人化した業務からの脱却を重要課題と位置づけ、基幹システムの抜本的な見直しを進めております。業務プロセスの標準化とシステム最適化を通じて、安定的かつ効率的な事業運営の実現を目指してまいります。さらに、物流部門と情報部門が連携して推進しております「物流+IT」の融合によるソリューション展開は、着実に成果が表れております。今年度はこの連携をより一層強化し、既存サービスの高度化と新たな事業機会の創出を通じて、事業基盤のさらなる拡大に貢献してまいります。

情報セキュリティにつきましては、情報資産の保護を最重要課題と位置づけ、監視体制の高度化や対応能力の強化を継続的に進めております。情報の機密性・完全性・可用性を確保し、日々進化するサイバーリスクに対応可能な盤石な体制の構築に努めてまいります。

加えて、BCP（事業継続計画）の観点から、災害やシステム障害などの不測の事態において、お客様への影響を最小限にとどめるための体制整備を進めております。バックアップ体制の強化や迅速な復旧を可能とする仕組みづくりを推進し、安定したサービス提供を継続できる企業基盤の強化に取り組んでまいります。

④ 人材サービス事業

物流サービス事業と人材サービス事業の連携を一層深化させ、それぞれの事業が持つ強みを掛け合わせることで、相乗効果の創出を図ってまいります。

また、未来を見据えた人財採用・定着による付加価値の高いサービス提供を通じて、お客様の事業成長を支援するとともに、地域社会への継続的な貢献に取り組んでまいります。特に、人財の定着と成長を重視した採用活動を経営課題として捉え、国内子会社であるビジネスピープル株式会社との連携を強化し、エリア特性や顧客ニーズを的確に捉えた情報共有体制を構築するとともに、地域ごとの労働市場動向に即応したタイムリーかつスピーディーな人財戦略を展開することで、安定的な人財確保と現場力の向上を図ってまいります。

これらの課題への取り組みを通じて、事業基盤の強化・安定を図り、次なる成長路線に繋げるため、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

（注1）当社は、「人」が最も重要な経営資源であり、すべてのサービスにおいて「人」のスキル・ノウハウ・モチベーション等に支えられていると考えておりますので、「人材」と「人財」の表現を使い分けております。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式総数 47,087,600株 (自己株式 5,961,522株を含む。)
- (3) 株主数 33,428名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
木村株式会社	12,102	29.4
豊田通商株式会社	4,000	9.7
絲丹株式会社	1,443	3.5
キムラユニティー社員持株会	1,416	3.4
木村 幸夫	992	2.4
橋本 佳代子	848	2.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	711	1.7
木村 昭二	497	1.2
株式会社me i t o	496	1.2
菊水化学工業株式会社	376	0.9

- (注) 1. 持ち株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式 (5,961,522株) を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
このため、株式分割を考慮して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役(社外取締役を除く)	31,300株	5名

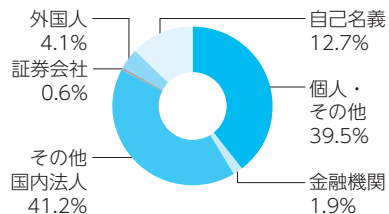
(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 会社役員に関する事項(7)当事業年度に係る報酬等の総額」に記載しております。

(ご参考)地域別株主数

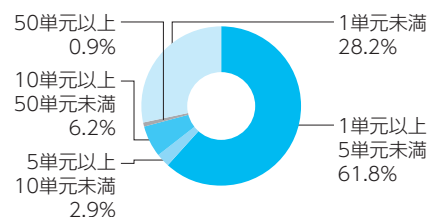
地域名	株主数 (名)
北海道	701
東北地方	932
関東地方	12,465
中部地方	8,522
近畿地方	6,459
中国地方	1,433
四国地方	690
九州地方	2,136
海外他	89

(ご参考)株式の分布状況

所有者別株式数割合



所有数別株主数割合



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
*取締役会長	木村 幸夫	
*取締役社長	成瀬 茂広	
取締役副社長	木下 毅司	物流サービス事業担当、中日本第1事業部長
取締役副社長	小山 幸弘	モビリティサービス事業・管理本部担当、女性活躍推進担当、KIMURA, Inc. CEO、株式会社スーパージャンボ代表取締役社長
専務取締役	増田 賢宏	情報サービス事業担当
取締役	水野 重明	IS事業部長
取締役	木村 忠昭	株式会社アドライト 代表取締役CEO
取締役	江山 純	重要な兼職の状況は (8) 社外役員に関する事項をご覧ください。
取締役	鈴木 シュウアヰグ-ト 絵里子	重要な兼職の状況は (8) 社外役員に関する事項をご覧ください。
取締役	苅谷 公平	重要な兼職の状況は (8) 社外役員に関する事項をご覧ください。
常勤監査役	横井 良浩	
監査役	堀口 久	重要な兼職の状況は (8) 社外役員に関する事項をご覧ください。
監査役	村田 知英子	重要な兼職の状況は (8) 社外役員に関する事項をご覧ください。
監査役	藤田 美咲	重要な兼職の状況は (8) 社外役員に関する事項をご覧ください。

(注1) *印は、代表取締役であります。

(注2) 取締役江山純氏、鈴木シュウアヰグ-ト絵里子氏及び苅谷公平氏は、社外取締役であります。

(注3) 取締役江山純氏は、豊田通商株式会社のサプライチェーン本部 エグゼクティブアドバイザーであり、豊田通商株式会社と当社は、2000年12月に主として海外における物流事業等の展開を目的として業務提携及び2001年4月に資本提携をしております。取締役鈴木シュウアヰグ-ト絵里子氏は、金融、テクノロジー及びインパクト投資などに関して業界や分野を超えた高い知見を有しております。取締役苅谷公平氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しております。

(注4) 監査役堀口久氏、村田知英子氏及び藤田美咲氏は、社外監査役であります。

(注5) 監査役堀口久氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。監査役村田知英子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役藤田美咲氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注6) 当社は、取締役江山純氏、鈴木シュウアヰグ-ト絵里子氏、苅谷公平氏、監査役堀口久氏、村田知英子氏及び藤田美咲氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(注7) 2026年4月1日をもって、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
木下 毅司	物流サービス事業補佐	物流サービス事業担当・中日本第1事業部長
増田 賢宏	社長補佐	情報サービス事業担当
水野 重明	情報サービス事業担当、IS事業部長	IS事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金240万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであります。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

取締役の報酬は、当社グループの企業理念に沿った持続的な企業価値の向上を目的として、当社グループの価値観・行動規範に合致した職務の遂行を促し、グループビジョン及び経営計画の達成を強く動機付けるものとしております。

報酬水準は、1992年3月31日開催の取締役会において、決議した「取締役及び監査役報酬内規」（以下、内規という）に基づき、世間水準及び経営内容、従業員給与等を勘案し、人材を確保するにふさわしく、社員が当社役員を目指すモチベーションにもつながる水準としております。

報酬の構成については、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬たる単年度業績報酬（金銭報酬）、業績連動報酬たる長期目標貢献報酬（非金銭報酬）で構成し、事業の特性を踏まえた短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定すると共に、健全な起業家精神の発揮と株主との一層の価値共有を図ることができる報酬構成比率としております。

なお、社外取締役が半数を占め、かつ、議長を務める指名・報酬委員会が報酬案の策定に関与し、取締役会が同委員会による答申を受け決定することにより、客観性及び透明性のある手続きとしております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

取締役の基本報酬（金銭報酬）は、上記「内規」に基づき、取締役の職責の重さにより、取締役会が報酬額を決定し、在任中に月額を金銭で支給します。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬（金銭報酬）は、上記「内規」に基づき、取締役が当社グループ会社全体の最終利益（臨時的、偶発的に発生した収益及び損失を含む）に対して責任を負うことから、連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益及び単体の経常利益・当期純利益の業績と担当部門等の業績、方針執行度合いを勘案し、取締役の報酬枠内にて取締役会が決定しております。また、業務執行から独立した立場である監査役については、その独立性を尊重する観点から業績連動報酬の対象外としております。なお、単年度業績報酬は毎年6月に金銭で支給します。

4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役（社外取締役を除く。）に対し、原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない総額年額70百万円以内の譲渡制限付株式（R S）を、毎年、一定の時期に割り当てております。譲渡制限付株式の割当てにつきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して、取締役会が決定しております。ただし、対象取締役に当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は当該株式を無償で取得します。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役が半数を占め、かつ議長を務める指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、各取締役の個人別報酬等の決定を代表取締役会長木村幸夫及び代表取締役社長成瀬茂広に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認の上、当該決定方針に沿うものと判断しております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第28回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月22日開催の第51回定時株主総会において、株式報酬の額として年額7千万円以内、株式数の上限を年57,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、6名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第28回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

(注)2022年7月1日付、2025年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、株式分割を考慮した株式報酬の株式数上限は228,000株としております。

(7) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	282,774千円 (21,100千円)	188,970千円 (15,600千円)	70,000千円 (5,500千円)	23,804千円 (-)	11名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	34,050千円 (18,150千円)	34,050千円 (18,150千円)	- (-)	- (-)	6名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	316,824千円 (39,250千円)	223,020千円 (33,750千円)	70,000千円 (5,500千円)	23,804千円 (-)	17名 (8名)

(注1) 報酬等の額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 上表には、2025年6月19日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、常勤監査役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

(注3) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注4) 業績連動報酬等に係る業績指標は、「(4) 3. 業績連動報酬（金銭報酬）に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度に係る指標の実績は、「1 企業集団の現状に関する事項(4)財産及び損益の状況の推移」に記載しております。

(注5) 非金銭報酬等の内容は、当社株式であり、割当の際の方針等は、「(4) 4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況」に記載しております。

(8) 社外役員に関する事項

1.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2026年3月31日現在）

地位	氏名	兼職する他の会社名	役職	当社との関係
取締役	江山 純	豊田通商株式会社	サプライチェーン本部 エグゼクティブアドバイザー	同社の取引関係があります。 同社は当社の大株主であります。
	鈴木 シゲアキグート 絵里子	株式会社Kind Capital	代表取締役	
		株式会社TELA	取締役	
		株式会社INFORICH	社外取締役	
	苅谷 公平	苅谷公認会計士・税理士事務所	所長	
		株式会社カリヤ・アンド・ アソシエーツ	代表取締役	
		フルハシEPO株式会社	社外監査役	
監査役	堀口 久	大場鈴木堀口合同法律事務所	パートナー弁護士	
	村田 知英子	村田知英子税理士事務所	所長	
		株式会社あいちフィナンシャル グループ	社外取締役 (監査等委員)	
	藤田 美咲	藤田美咲公認会計士事務所	所長	
		税理士法人エスペランサ	代表	

2.当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況		主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	江山 純	13回中13回 (100%)		豊富な企業経営経験や高い見識から取締役会の決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に物流サービス事業の事業戦略について適宜必要な発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしております。
	鈴木 シュウ アイスガード 絵里子	13回中11回 (85%)		これまでの金融・テクノロジー及びインパクト投資などに関して業界や分野を超えた経験や見識から取締役会の決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特にESG分野からの視点で適宜発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしております。
	荻谷 公平	13回中13回 (100%)		公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っており、特に各事業に係る収益や投資案件について適宜必要な発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしております。
地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外監査役	堀口 久	13回中13回 (100%)	15回中15回 (100%)	弁護士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。 また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
	村田 知英子	13回中13回 (100%)	15回中15回 (100%)	税理士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。 また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
	藤田 美咲	11回中11回 (100%) (注)	11回中11回 (100%) (注)	公認会計士・税理士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。 また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 2025年6月19日就任後の取締役会及び監査役会の出席状況を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,262
現金及び預金	11,798
受取手形	1,223
売掛金	8,874
契約資産	333
リース投資資産	7,222
商品及び製品	356
仕掛品	25
原材料及び貯蔵品	238
その他	1,188
貸倒引当金	△0
固定資産	40,079
有形固定資産	17,845
建物及び構築物	7,646
機械装置及び運搬具	799
賃貸資産	451
土地	6,878
リース資産	471
建設仮勘定	51
その他	1,545
無形固定資産	1,362
その他	1,362
投資その他の資産	20,871
投資有価証券	8,936
繰延税金資産	3
退職給付に係る資産	8,459
保証金	1,665
長期前払費用	510
その他	1,300
貸倒引当金	△3
資産合計	71,341

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,922
買掛金	1,013
短期借入金	626
一年内返済予定の長期借入金	2,000
未払金	2,369
未払費用	4,357
リース債務	688
未払法人税等	985
賞与引当金	1,635
役員賞与引当金	70
その他	1,176
固定負債	10,116
リース債務	894
繰延税金負債	3,427
退職給付に係る負債	4
再評価に係る繰延税金負債	900
長期未払金	4,653
その他	236
負債合計	25,039
純資産の部	
株主資本	34,024
資本金	3,596
資本剰余金	3,463
利益剰余金	30,331
自己株式	△3,367
その他の包括利益累計額	10,257
その他有価証券評価差額金	3,543
土地再評価差額金	509
為替換算調整勘定	2,644
退職給付に係る調整累計額	3,558
非支配株主持分	2,021
純資産合計	46,302
負債・純資産合計	71,341

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,546
売上原価	51,623
売上総利益	12,922
販売費及び一般管理費	7,965
営業利益	4,957
営業外収益	945
受取利息	102
受取配当金	138
持分法による投資利益	656
受取手数料	7
その他の営業外収益	41
営業外費用	132
支払利息	99
貸倒損失	1
支払手数料	14
為替差損	13
その他の営業外費用	3
経常利益	5,769
特別利益	33
固定資産売却益	13
投資有価証券売却益	20
特別損失	707
固定資産除売却損	78
減損損失	236
特別退職金	392
税金等調整前当期純利益	5,096
法人税、住民税及び事業税	1,519
法人税等調整額	198
当期純利益	3,377
非支配株主に帰属する当期純利益	173
親会社株主に帰属する当期純利益	3,203

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,933
現金預金	5,333
受取手形	1,223
売掛金	7,187
契約資産	333
リース投資資産	7,222
商品	106
製品	10
仕掛品	25
原材料	125
貯蔵品	39
前払費用	346
未収入金	896
その他	81
貸倒引当金	△0
固定資産	30,403
有形固定資産	12,363
建物	3,791
構築物	111
機械及び装置	271
車両運搬具	120
工具・器具及び備品	646
賃貸資産	451
土地	6,452
リース資産	471
建設仮勘定	46
無形固定資産	959
借地権	46
ソフトウェア	884
その他	28
投資その他の資産	17,080
投資有価証券	5,754
関係会社株式	3,583
出資金	72
関係会社出資金	2,189
関係会社保証金	136
破産更生債権等	1
長期前払費用	510
前払年金費用	3,264
その他	1,572
貸倒引当金	△3
資産合計	53,336

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,585
買掛金	986
一年内返済予定の長期借入金	2,000
リース債務	259
未払金	2,177
未払費用	2,931
未払法人税等	840
未払消費税等	481
前受金	115
預り金	304
賞与引当金	1,419
役員賞与引当金	70
その他	0
固定負債	8,288
関係会社長期借入金	240
リース債務	719
繰延税金負債	1,546
再評価に係る繰延税金負債	900
資産除去債務	96
預り保証金	131
長期未払金	4,653
その他	0
負債合計	19,874
純資産の部	
株主資本	29,405
資本金	3,596
資本剰余金	3,439
資本準備金	3,405
その他資本剰余金	33
利益剰余金	25,736
利益準備金	667
その他利益剰余金	25,068
別途積立金	18,000
繰越利益剰余金	7,068
自己株式	△3,367
評価・換算差額等	4,057
その他有価証券評価差額金	3,547
土地再評価差額金	509
純資産合計	33,462
負債・純資産合計	53,336

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,735
売上原価	41,849
売上総利益	10,886
販売費及び一般管理費	6,986
営業利益	3,900
営業外収益	793
受取利息	37
受取配当金	717
受取手数料	7
その他の営業外収益	32
営業外費用	50
支払利息	34
貸倒損失	1
支払手数料	14
為替差損	0
その他の営業外費用	0
経常利益	4,643
特別利益	22
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	20
特別損失	78
固定資産除売却損	78
税引前当期純利益	4,587
法人税、住民税及び事業税	1,256
法人税等調整額	181
当期純利益	3,149

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

キムラユニティー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 達治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細井 怜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キムラユニティー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キムラユニティー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監査及び権限に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

キムラユニティー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細井 怜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キムラユニティー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

キムラユニティ株式会社 監査役会

常勤監査役	横井良浩 ㊞
社外監査役	堀口久 ㊞
社外監査役	村田知英子 ㊞
社外監査役	藤田美咲 ㊞

以上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会開催期	6月
株主確定基準日	(1)定時株主総会 3月31日 (2)期末配当 3月31日 (3)中間配当 9月30日
公告掲載URL	https://www.kimura-unity.co.jp/
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL:0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00 (土日祝日及び12/31~1/3を除く)
特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL:0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00 (土日祝日及び12/31~1/3を除く)
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場 名古屋証券取引所プレミアム市場
証券コード	9368
URL	https://www.kimura-unity.co.jp/

お知らせ

- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主優待制度

回数	年2回
対象	毎年3月31日現在及び9月30日現在の 当社株主名簿に記載又は記録された 2単元(200株)以上保有する株主様



所有株式数	保有年数	優待内容		
		基本	長期優遇	合計
200株以上 1,000株未満	設定なし	お米券 2枚		お米券 2枚
1,000株以上 2,000株未満	2年未満	お米券 3枚		お米券 3枚
	2年以上	お米券 3枚	お米券 2枚	お米券 5枚
2,000株以上	2年未満	お米券 5枚		お米券 5枚
	2年以上	お米券 5枚	お米券 2枚	お米券 7枚

- ・おこめ券は、全国の米穀店・スーパー・百貨店などで1枚につき440円分のお米等とお引き換えいただけます(おつりは出ません)。
- ・おこめ券を取り扱っていないお店もありますので各店舗にてご確認ください。
- ・おこめ券に有効期限はございません。
- ・長期優遇とは、中間期末日及び期末日の株主名簿に同一株主番号で連続5回以上記載又は記録されることをいいます。

主なトピックス

サステナビリティに関する取り組み



環境・人的資本に関する外部認定・登録

- ・「**あいちSDGsパートナーズ**」への登録
<https://aichi-sdgs-partners.jp/>
- ・「**なごやSDGsグリーンパートナーズ『認定エコ事業所』**」の認定（本社・錦工場・本社営業所）
<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026075/1026076/1026101/index.html>
- ・「**豊田市『働きやすい職場づくり推進事業所』**」の認定（豊田拠点）
<https://sangyounavi.toyota.aichi.jp/workstylereform/pickup/>



地域貢献活動

当社は、本社（名古屋市中区）周辺における清掃活動に継続的に取り組んでおります。
2025年6月および12月には、三菱UFJ銀行様主催の早朝清掃活動に、近隣企業・自治体の皆さまと共に参加いたしました。
今後も、地域社会との共生と持続可能な社会の実現を目指し、社会貢献活動を積極的に推進してまいります。

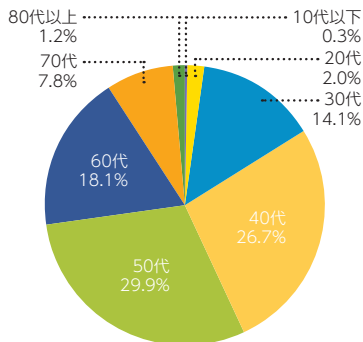


今後もサステナビリティに関する取組を進め、地域社会・お客様・株主の皆さまからの信頼向上につなげてまいります。

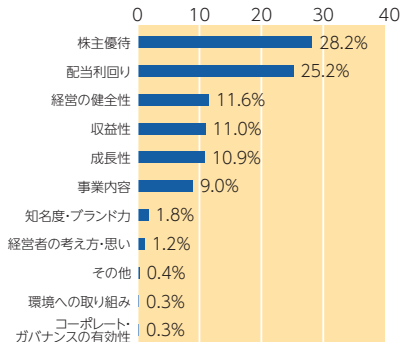
株主アンケートについて

2025年12月に実施させていただきました「第43回キムラユニティーからのアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。大変多くの株主の皆様にご回答いただき、厚く御礼申し上げます。ここにアンケート結果の一部をご報告いたします。

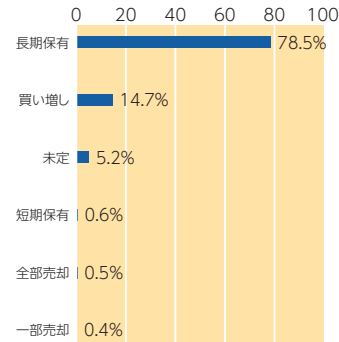
■ご回答いただいた株主様の年齢



■当社株式購入理由（複数回答）



■当社株式保有方針（複数回答）

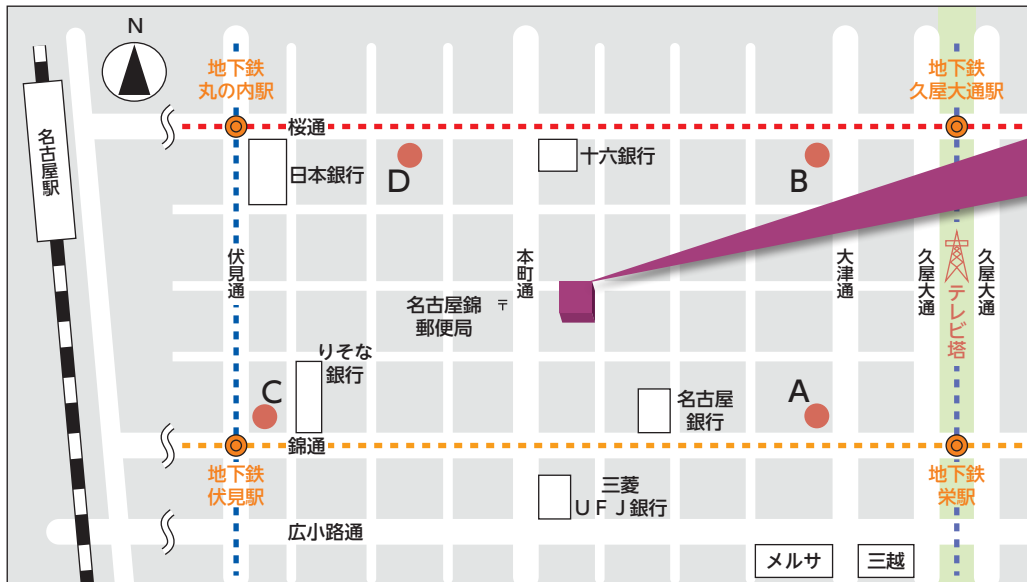


今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

株主総会 会場ご案内図

日時 2026年6月18日（木曜日）午前10時〔受付開始〕午前9時

会場 名古屋市中区錦三丁目11番13号
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階「栄の間」



ホテル名古屋
ガーデンパレス

- 交通**
- A. 地下鉄「栄駅」1番出口から徒歩約5分（東山線・名城線）
 - B. 地下鉄「久屋大通駅」4番出口から徒歩約5分（名城線・桜通線）
 - C. 地下鉄「伏見駅」1番出口から徒歩約8分（東山線・鶴舞線）
 - D. 地下鉄「丸の内駅」5番出口から徒歩約5分（桜通線・鶴舞線）

駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



この印刷物はベジタブルインクとFSC® 認証紙を使用しています。